

こんなに多い「自転車ドロボウ」(自転車盗)

気を付けよう!

市内の刑法犯認知件数は、平成17年以降年々減少し、平成20～22年は3年連続で2,000件を下回っています。しかし、自転車盗の件数はほぼ横ばいで推移しており、昨年1年間の総刑法犯認知件数(1,767件)のうち4割以上に当たる731件が自転車盗でした(右表)。「たかが自転車」と思わず、市民のみなさんの重要な交通手段であり、大事な財産である自転車の盗難防止対策に取り組みましょう。

◇盗難防止のために

- ①自転車から離れる時は、必ず施錠しましょう。(盗難に遭う自転車の多くは無施錠です)
- ②自転車への施錠は、一つではなく二つにしましょう。(ワイヤー錠などで1台に二つ施錠)

③必ず防犯登録をしましょう。(自転車購入時に登録することで、盗難防止と被害回復に役立ちます)

※市では、三鷹市生活安全推進協議会で自転車盗防止に向けた取り組みの検討を今期の重点課題に位置付け、12月にはJR三鷹駅周辺で自転車盗防止に向けた防犯キャンペーンを実施予定です。

☎安全安心課 ☎内線2551

◇過去5年間の総刑法犯認知件数と自転車盗件数の推移

年	総刑法犯認知件数	自転車盗件数	割合(%)
平成18年	2,291	644	28.1
19年	2,166	630	29.1
20年	1,952	690	35.3
21年	1,890	670	35.4
22年	1,767	731	41.4

(資料提供:三鷹警察署)

駅前放置自転車クリーンキャンペーン!

自転車は駐輪場に止めましょう!

10月22日(土)～31日(月)の10日間、都内全域で「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」が実施されます。一人ひとりが駐輪マナーを守って、放置自転車の無い快適な街づくりにご協力ください。

市では、適正に駐輪場を利用してもらえよう、市内各駅周辺に駐輪場を整備しています。一時利用駐輪場や買い物駐輪場など、利用形態に応じた駐輪場が駅前周辺にありますので、ぜひご利用ください。

◇自転車を放置すると

- ①自転車の放置は街の美観を損ねるだけでなく、安全性にも影響を及ぼします。身体の不自由な方や高齢の方など、歩行者が歩きにくくなり危険です。
- ②安全でスムーズな車の通行ができなくなり交通渋滞を招きます。
- ③災害時の避難や、消防車の消火・救急活動を妨げます。

④違反すると
放置禁止区域内の歩道・車道などに放置している自転車や50cc以下の原動機付自転車(原付バイク)は撤去します。撤去した自転車・原付バイクなどは、三鷹市自転車等保管場所(野崎3-2-3)で保管します。返還の際には撤去料(自転車2,500円、原付バイク4,000円)を徴収します。

◇違反すると

放置禁止区域内の歩道・車道などに放置している自転車や50cc以下の原動機付自転車(原付バイク)は撤去します。撤去した自転車・原付バイクなどは、三鷹市自転車等保管場所(野崎3-2-3)で保管します。返還の際には撤去料(自転車2,500円、原付バイク4,000円)を徴収します。

☎道路交通課 ☎内線2883

引き続き節電にご協力ください

この夏は、東日本大震災の発生に伴い、電力不足が懸念されました。震災前の電力供給量に回復するには、まだ時間がかかります。地球温暖化防止のためにも、引き続き節電にご協力ください。

今回は、日常生活の中で簡単にでき、お財布にも地球にも優しい節電方法を紹介します。

◇照明の節電

- 使っていない部屋の電気は、付けたままにせず小まめに消しましょう
- 照明を白熱電球から電球型蛍光灯やLED電球などの消費電力が少ないものに替えましょう。

◇冷蔵庫の節電

- 夏よりも気温が低いこの時期は、冷蔵庫の設定温度を少し高くしましょう。
- 扉を開けるときは、出すものを決めてから開け、扉を開けている時間を短くしましょう。
- 保冷カーテンを取り付け、冷気を逃がさないよう工夫しましょう。

◇テレビの節電

- 部屋の明るさなどに合わせ、画面の明るさを調節しましょう。
- 見たい番組がないときは、何となく付けておかず、きちんと消しましょう。

◇家電製品全体の節電

- 省エネタイプの製品を使用し、買い替えも考えてみましょう。
- 長時間使わない家電製品は、コンセントから抜いて、待機電力をカットしましょう。

☎環境政策課 ☎内線2523

ご存じですか?

住宅の新築・改修に伴う固定資産税の減額制度

認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額制度

長期にわたって良好な状態で使用するための一定の基準を満たした「長期優良住宅」を新築した場合、居住部分に相当する固定資産税が一定期間減額されます(都市計画税は減額されません)。

◇対象家屋
平成21年6月4日～24年3月31日に新築した認定長期優良住宅で、居住部分の床面積が1戸当たり50㎡(二戸建て以外の貸家は40㎡)～280㎡で、家屋全体の床面積の

2分の1以上の住宅
※居住部分の床面積について、区分所有家屋(マンションなど)の場合は、「専有部分の床面積」と共用部分の按分床面積を合計します。また、共同住宅(賃貸マンション、アパートなど)の場合も独立的に区画された部分ごとに同様に計算します。

◇減額税額
新築の翌年度から5年間(3階建て以上の中高層耐火建築物は7

年間)、居住部分に相当する固定資産税額の2分の1(1戸当たり120㎡相当分まで)
申問 新築した翌年1月31日までに、申告書に長期優良住宅の認定通知書・変更認定通知書・承認通知書のいずれか1点の写しを添えて資産税課(市役所2階28番窓口) ☎内線2364へ
※長期優良住宅の認定について、くわしくは建築指導課 ☎内線2824へ。

バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額制度

既存の住宅に一定のバリアフリー改修を行うと、1戸当たり1回に限り当該住宅(家屋)に係る固定資産税が減額されます(都市計画税は減額されません)。分譲マンションなどの区分所有家屋でも、各専有部分単位で適用されます。

※省エネ改修に伴う減額制度と併用できますが、新築住宅や耐震改修に係る固定資産税の減額制度とは併用できません。

◇対象家屋
平成19年1月1日以前から所在し、居住部分の割合が家屋全体の2分の1以上で、次の①～③のいずれかに該当する方が居住する住宅(賃貸住宅は除く)

①65歳以上の方、②要介護または要支援の認定を受けている方、③

障がいのある方
◇対象改修
平成19年4月1日～25年3月31日に行った改修工事(廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、便所の改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め化)で、工事費用から補助制度(下記参照)による給付金などを差し引いた金額が30万円以上の場合

◇減額税額
工完了年の翌年度分の固定資産税の3分の1(居住部分で1戸当たり100㎡相当分まで)

申問 工事が完了した日から原則3か月以内に、申告書に必要書類を添えて資産税課(市役所2階28番窓口) ☎内線2364へ

◆三鷹市における住宅バリアフリー改修に関する補助制度
◇介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給
問 高齢者支援課 ☎内線2684
◇三鷹市高齢者自立支援住宅改修給付事業
問 高齢者支援課 ☎内線2622
◇三鷹市身体障がい者(児)住宅設備改善費給付事業
問 地域福祉課 ☎内線2656
◇三鷹市住宅バリアフリー改修助成制度
問 まちづくり推進課 ☎内線2867

省エネ改修に伴う固定資産税の減額制度

既存の住宅に、国の定める現行の省エネ基準に新たに適合させる省エネ改修工事を行うと、1戸当たり1回に限り当該住宅(家屋)に係る固定資産税が減額されます(都市計画税は減額されません)。分譲マンションなどの区分所有家屋でも、各専有部分単位で適用されます。

※バリアフリー改修に伴う減額制度と併用できますが、新築住宅や耐震改修に係る固定資産税の減額

制度とは併用できません。
◇対象家屋
平成20年1月1日以前から所在し、居住部分の割合が家屋全体の2分の1以上である住宅(賃貸住宅は除く)

◇対象改修
平成20年4月1日～25年3月31日に行った、窓の断熱改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)、または、窓の断熱改修工事と併せて行う床・天井・壁などの断熱改

修工事、当該部位が新たに現行の省エネ基準に適合する30万円以上の工事
◇減額税額
工完了年の翌年度分の固定資産税の3分の1(居住部分で1戸当たり120㎡相当分まで)
申問 工事が完了した日から原則3か月以内に、申告書に必要書類を添えて資産税課(市役所2階28番窓口) ☎内線2364へ